

別表

清掃等の基準

厨房	施設の天井及び内壁のうち、床から概ね1m以上の部分	月1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと
	施設の天井及び内壁のうち、床から概ね1m以下の部分	1日1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと
	施設の床面、排水溝、洗浄室	1日1回以上清掃すること
	排気ダクト、エアコンフィルター	月1回以上清掃すること
	食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、チルド庫、残飯庫、棚など	毎日整理整頓するとともに、月2回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと
	その他の設備、備品、器具など	使用毎に清掃し、消毒すること
配膳車		毎食後清拭・消毒すること
休憩室及び専用廊下、専用トイレのドアノブなど		毎日1回以上清掃すること
病棟冷蔵ショーケース		週1回以上清掃すること